

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和2年9月17日(木)
13時45分開会 14時20分閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席議員 深沼達生、川上 均、山下清美、中河つる子、鈴木孝寿、佐藤幸一、
西山輝和、口田邦男、中島里司、奥秋康子、加来良明、高橋政悦、
議長： 桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長：宇都宮 学
- 5 説明員
- 6 議 件
(1) 議会運営委員会からの報告事項について

(2) その他
- 7 会 議 録 別紙のとおり

(1) 議会運営委員会からの報告事項について

櫻井議長：全員協議会を開会する。お疲れのところ、急遽開催することになりよろしく願います。

議件について、一般会計決算認定の中で質疑があった初任給の算定誤りについての対応について議会運営委員長から報告事項があるので説明いただく。

鈴木議会運営委員長：先程、本会議中に川上議員から資料要求があったことについては、提出に時間を相当要するということから、本定例会の決算審議と切り離して取り扱うことで先程話しをさせていただいた。今後の取り扱いについては全員協議会で話をしていただき、進めていくこととした。具体的には常任委員会又は特別委員会に付託して行う方法もあるという話をさせていただいたので、皆さんに報告する。

櫻井議長：委員長より初任給の算定誤りについての取り扱いについて話があった。決算は不認定ということになったわけだが、今後この件についてどのように進めるべきか、皆さんからの意見をいただきたい。

加来議員：この問題を今後どうするのか、全く白紙の状態なのか。議会運営委員会では何も無いのか。

鈴木議会運営委員長：議会運営委員会としては、委員会の設置までについては皆さんと協議しなければならないと判断した。ある意味白紙である。

加来議員：今日の決算審査の質疑、答弁を聞いている中で、執行側が今後誠実に対応していくということなので、まだしばらく時間がかかりそうだということを前提にすると、調査終了まで様子を見ながら12月の定例会ごろで検討したらよいのではないか。報告が出た段階で協議してはと思う。

櫻井議長：加来委員から時間がかかるということで12月の定例会に報告があれば、それによって対応してはとの発言だが、他の議員の皆さんはどうか。

山下議員：今日の川上議員のやり取り、鈴木議員と町長のやり取りを聞きながら、今まだまだ不明な部分があるということで、町長から9月23日の議会で初任給の算定について行政報告を予定していると聞いている。行政報告の内容もまだ把握していないし、その中で今後どのような進め方をするのも聞いていない。副町長から誠実に対応したいとの発言もある。行政報告を聞いてからその進み方を見て対応を考えればよいのでは。

櫻井議長：他に意見はあるか。

鈴木議員：私の立場で調査した中では、今日ちょっと質問したけれども、何か支給をしていてそれ自体の違法性が高い。法・条例に根拠のない支出がされているということを指摘させていただいたところだが、それらも含めて整理してほしいということをつもりである。これまでの交渉では担当から該当者に時間外を多く出すから勘弁してくれないかと内々の話、一部組合役員が入っても似たような遡及はできないので時間外で多少カバーするというような非公式の話があると聞く。隠していると感じる。一発謝れば済

む話だが、非常に隠蔽している事実も出ているので、結果だけ待ってからだと言ってしまうので、同時進行で調査させていただくというのが、私の中では、一番被害を受けている職員が安心していられると思う。議会の役割としてはしっかり監視していく部分が必要だと思うので、待つと同時に経過報告を受けていく形の中で特別委員会を持つ方が、より職員更には理事者と密接に関係性を保って、かつ公平性を担保できるのではないか。そういう委員会の設置を望む。

櫻井議長：今、執行側の調査の終了、12月定例会あたりの報告を見極めて対応したらよいという意見と最終日に行政報告を受けその内容を精査してからで良いのではという意見と、職員の待遇の問題もあるので同時進行で進めたら良いのではとの意見、他にこれらの意見を聞いて何かあるか。

中島議員：この話を聞いてから組合側も執行側もどちらも大変だと思っている。この件に関してはちょっと古い話もあるようで、そういう部分からいくと執行側は頑張っているだろうが、組合側は交渉では弱い立場という状況もある中で、執行側に努力していただいて良い方向性を見つけていただき、議会としても早く解決してほしいということでは役割があるのではないか。私は特別委員会など議会の委員会の中で同時進行して最終的なものが、執行側にもやっていただかなければならないが、この20年あまり長いものをこの執行者の中で解決していただきたい。そういう思いからいくと、結果をその都度報告を受けるのではなく、委員会の中である程度の報告を受けながらスムーズな解決を見つけていただきたい。その協力もするべきだろうと思っている。委員会を設置したほうが良いと思う。

櫻井議長：特別委員会を設置する場合には、最終日に提案する必要があるが、所管の常任委員会で所管事務調査する方法もある。ほかに意見はあるか。

口田議員：今、議長のほうから所管のどうのこうのという話があったけれど、確かに所管であれば総務産業の担当になると思うが、これは所管で検討する事項とはかけ離れていると思う。総体の中で特別委員会を設置して、そこへ付託して今後進めてもらう方法が一番良いと思う。所管の常任委員会には反対である。

櫻井議長：今、同時進行の中で特別委員会を設置したほうがよいという意見と、きちんと執行側の対応を聞いてから対応したらよいという2通りの意見がある。ほかに意見はあるか。

川上議員：今、いろいろお話があった。私もこの問題が分かってからなるべく早く解決していきたい。本人たちがとても今後のなりゆきに向けてなかなか不安だと聞いている。12月まで待つのではなく、同時並行して調査していくのが本来だと思うので、特別委員会の設置を求める。

奥秋議員：この問題については、非常に年月が経っているものもある中で、行政側でも真摯に対応しているし、時間も要すると思うので、やはり執行側の動きを見ながらもう少し時間の余裕を持って、12月ぐらいには何とかなるのかなと思う。その時に特別委員会などを考えても遅くないと思う。執行側が対応しないといっているわけではないので、お互いに職員も行政側も大変な問題なので、私たちの立場としては少し見守って行きたいと思う。

西山議員：執行側からまだ何も出てきていない状態で特別委員会を作っても、何も示せることはできないと思う。執行側がきちんと説明できる

ように来月ぐらいまで待つて、それからまとまった時点で報告してもらって、それから全員で協議すれば良いのではと思う。

佐藤議員：この問題については、見方がちょっと違うと思う。執行側から見るものと特別委員会を設置して見る側と2つの考えをまとめて進める方向でないと答えが見出せない。執行側の言い分を聞きながら特別委員会を進めるほうが良い。

中河議員：私は西山議員の意見と同じように、執行側の意見を聞いた後に、全員で解決の方法を見つけていったら良いと思う。

深沼議員：執行側はまだ完全に全部を把握し切れていない部分もある中で、はっきりしたことが分かった段階で特別委員会を作った中で進めれば良いと思う。

高橋議員：まず問題点は7月に分かっていてそれを9月の定例会までに何もできなかった執行側、この後もまともにできるのか不安な要因の一つ。先程、副町長との話の中で、法的には5年しか遡れないような話をしていて。その5年で20数年の方の分を網羅できるのか。その辺は執行側だけでやるなら多分5年が限界だと思う。そこで何とか議会としての知恵も加えて対応しなければならない事件であると思う。早急に特別委員会を設置、後でという考えもあるかもしれないが、執行側としての結論を出された後だと中々それを覆すこともひと仕事であるし、都度都度検討していかなければならない事例だと思うので、特別委員会を設置して検討していく。特に何をしてほしいというのではなく、ちゃんとクリアにして不利益を被った職員を守っていかなければならないのが我々の役目と感じている。

櫻井議長：皆さんの意見を伺った。ほか、特に意見があれば。

加来議員：今特別委員会の設置について意見があったが、特別委員会を設置する意味は早く解決させるとか、そういうことではなく町の事務事業がしっかりされているかどうかをしっかりと見極めるために調査するためのもの。最終的には報告も議会でしなければならぬから、執行側にプレッシャーをかけるためにするというものではない。特別委員会の設置に反対はしないが、委員会の進め方として公平な設置ではないと思う。

鈴木議員：問題が目の前にある。何年も前からもの。これを調査しなくて我々は何をするのか。邪魔をするのではなく、我々はまず問題があって、それを執行側が全然できていない。問題があるのにそれを問題が解決するまで待つというのではなく、問題はなぜ起きたのかも含めて私たちは再発防止のためにやって行かなければならないのが議員の役目。するべきだと私は思う。

櫻井議員：加来議員からは特別委員会まではという意見、鈴木議員からはぜひ作りししっかりした調査をするべきという意見。

鈴木議員：別に理事者と喧嘩したいわけではない。組合の推薦を受けている議員方は分かっていると思うが、不利益を被りそうな事実があった。そういったところから被害を被った個人がこの状況で本当にうまく行くのだろうか疑問がある。邪魔をするのではなく一緒に考えていく。調査委員会なので一緒に考えていくということも言ってもらえないけれど、我々としての調査をしなければならぬと思っているのでよろしくお願ひしたい。

川上議員：質問の中でも触れたが、最初に分かったのが昨年8月。それがないがしるにされて今年7月から重い腰を上げて対応を始めた。それも7月に分かって9月の今回の本会議初日に本来行政報告があるべきものが無かった。そして知らないうちに出所不明な割り

増し分を今回の9月の賃金振込に含めている。今回の9月の分も違法性が無いのか点検しないとならない。そういうことを踏まえれば、特別委員会を設置する事は当たり前だと思う。

中河議員：給料の面はそんなに色々な方法があるのではなくて、入ったときの学歴が計算されていないということははっきり分かること。だからその分かったところを出していけば、この問題の数字的なことはそんなに難しいものではない。誰が何年間不利益があったとか。そういうことがはっきりした段階で、先ほど話のあった7月にいくらか入ったとかいうものがあるとすれば、23日の執行側からの報告にそのことが盛られていれば、それが正しいかどうかを私たちが判断すればそこで解決の方法があるのではと思う。数字的なものはそんなに難しいものではないと思う。

中島議員：私は先程、加来議員が話していた中に、これは執行側云々ではなく、実害を被った職員が現にいる。それをどう速やかに解決してあげるか。中河議員の言われた行政報告で出したものをそれから調べれば良いと言うが、出したものをどうやって調べるのか。出したら終わり。そういうことではなく、出すときに損害の解決を合意の上で、合意とは算出根拠も示して組合・該当者に合意を得て初めて支出される。支出が先ではなく合意が先。誰がそれをちゃんと見てあげられるか。その役割を議員として出来ることはしてあげるべきと思う。これは執行者を責める委員会ではないと思う。実際に実害を被った職員がいる。先程の執行に証拠があったとか無いとかは今の話。過去に遡れば今の執行者の責任ではないと言えばそれまで。けれど実害を被った者は今いる。そういう職員のために私たちはどう動けるかという思いがあれば良いと思う。

櫻井議長：2通りの意見がある。様子を見るという意見と直ちに調査特別委員会を設置してしっかりと調べるといった2通りだと思ふ。意見そういった2通りということではよろしいか。

(「はい」との声)

櫻井議長：判断について決を採るということではよろしいか。

(「はい」との声)

櫻井議長：執行側の行政報告等、議会に対しての報告の内容を見て行うことに賛成の方挙手を。

(6人の挙手)

櫻井議長：特別委員会等の議会としての委員会を立ち上げてしっかり執行側と同時進行で調査をするということに賛成の方挙手を。

(6人の挙手)

櫻井議長：同数となったが、議長判断となるのか。

加来議員：議会の運営については最終的に議会運営委員会で決めるので、この全員協議会は皆の参考意見を聞いているわけであり、この意見を踏まえて議会運営委員会で方向を出していただければ良いのでは。

櫻井議長：今のご意見のとおり進めてよいか。

(「はい」との声)

加来議員：今の参考意見の中で、もし特別委員会等を設置することになるのであれば、どのような形でやるのか。議長を除く全員でやるのか、少数の特別委員会でやるのか。できるだけ全員でやれるような…。

櫻井議長：そういう議論も踏まえながら議会運営委員会で対応を話し合うことでよいか。

(「はい」との声)

櫻井議長：休憩する。

【休憩 14：16】

【再開 14：18】

櫻井議長：再開する。今、加来議員から、皆さんの意見を参考に議会運営委員会において対応を話し合ってもらふことの見解があり、その方向で進めてよいか。

(「はい」との声)

櫻井議長：そのように決定する。第1委員会室で議会運営委員会を開催する。全員協議会はその後、再度報告を受けることになると思う。

加来議員：議会運営委員会が決定したとおりにやることで了承しているので、全員協議会は不要では。

櫻井議長：承知した。それでは全員協議会は終了する。

【終了 14：20】